

イベント情報

佐倉市男女平等参画講座（オンライン講座）

「考えよう！これから防災 ～多様な視点でもしもに備える～」

令和3年
2月6日(土)
13:30~15:00

参加費無料
要申込

昨今、防災についての意識が高まっています。防災では男女双方の視点への配慮が必要です。「いつでも・どこでも・だれでも、自分の力で助かる、自分の技術で助ける」、そんな助け合いの防災について考えてみませんか。

- ◆講 師 今井 和代氏（社会福祉法人 八街市社会福祉協議会、元佐倉市八街市酒々井町消防組合職員）
- ◆実施方法 お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットからインターネットに接続し、WEB会議ツール「Zoom」を使用して、オンラインで受講
- ◆定 員 20名（先着順）
- ◆申込み・問合せ 佐倉市自治人権推進課 市ホームページまたは電話、ファックス
☎043-484-1948 FAX043-484-1677

だれでも いつでも 行きたいところへ～まちのバリア点検！～

障がいのある人もない人も誰もが住みよいまちにするために、
障がい者自身の目で、今佐倉市内にあるバリアを点検・評価し、
今後のまちづくりに資することを目指します。

令和3年
2月28日(日)
12:30~16:30
(受付12:00~)

参加費無料
要申込

*昼食を済ませて
ご参加ください

- ◆集合場所 志津コミュニティセンター大会議室（2階）
- ◆点検場所 ①コミュニティセンター管内・周辺、南公園
②京成ユーカリが丘駅構内とコミュニティセンターまでのアクセス
③イオンタウン東館・西館
- ◆内 容 オリエンテーション・点検実施・ワークショップ・発表&ふりかえり
- ◆申込締切 令和3年2月10日（水）
- ◆申込み・問合せ 佐倉市社会福祉協議会
☎043-484-6033 E-mail machicom@sakurasyakyo.or.jp
- ◆主 催 佐倉市障がい者団体等連絡会

分野別交流会「早春の佐倉城址公園周辺の野草観察会」

春の足音が聞こえる季節に、佐倉城址公園周辺を散策しながら
野草観察会を開催します。

令和3年
3月7日(日)
10:00~12:00

参加費無料
要申込

- ◆集合場所 佐倉城址公園センター前（動きやすい服装、飲み物持参）
※雨天時は、中央公民館にて交流会を開催。
- ◆定 員 参加団体の自己紹介&活動紹介、協力団体の活動発表、名刺交換会等
15名程度（定員に達した場合、市民公益活動サポートセンター登録団体を優先させていただくことがあります。）
- ◆申込締切 令和3年2月26日（金）
- ◆申込み・問合せ 佐倉市市民公益活動サポートセンター
☎/FAX043-484-6686
- ◆協 力 佐倉野草会

※イベントは新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止となる場合がございますので予めご了承ください。

問合せ

2020年度 2号



地域まちづくり事業について

市では、隣接した2以上の単一自治会が連携して団体を設立の上、市の認証を受けた団体（「**地域まちづくり事業実施団体**」といいます。）が**地域まちづくり事業**に取り組む場合に**助成金の交付**や**技術的な支援**をしています。

地域まちづくり事業とは

地域まちづくり事業実施団体が主体となり地域活性や地域課題の解決を図ることを目的とした事業で、かつ、市の主要課題に該当する事業

【市の主要課題（分野例）】

地域福祉・障害福祉	子育て支援	高齢者福祉・健康づくり	都市計画・公共交通、住宅・住環境
公園・緑地整備	消防・防災	防犯・交通安全	生活環境保全
農業振興・観光振興	文化・芸術の振興	学校教育・教育環境・青少年健全育成	コミュニティ、平和・国際化、情報発信・共有

【対象外の事業】

祭りや運動会などの親睦事業や趣味普及事業、専ら直接的に利潤追求を目的とする経済活動、宗教活動、政治活動、特定の政党を推薦支持し又は反対することを目的とする活動等、**対象外の事業**があります。

地域まちづくり事業実施団体とは

隣接した2以上の単一自治会や市民団体、市内事業者で組織するもので、設置の目的が活動地域に住む者の利益や活性に資するものとして市の認証（※1）を受けた団体

（※1）認証要件の詳細については、右記担当までお問い合わせください。

支援内容

毎年度・事業毎に事業計画や予算要求、支援申請を市に提出いただきます。市の審査の結果、地域まちづくり事業として採択された場合、次の①②について支援をします。

- ①助成金の交付：交付対象経費の10/10（上限額：構成する自治会の規模による）
- ②技術的な支援：市職員等の派遣、情報提供等

支援対象期間

4月1日（※2）～2月末日

（※2）新規団体を設立した場合、設立時期によって支援対象期間の開始日が異なります。

Q 市内では、どのような「地域まちづくり事業」が行われていますか。

A 現在12の地域まちづくり事業実施団体が市の認証を受けて、防災・防犯・交通安全・青少年健全育成など様々な事業に取り組んでいます。その一例を紹介します。

臼井ふるさとづくり協議会



「交通ルールを守ろう！
自転車の乗り方」教室



防犯・交通規範標語の児童公募と
「のぼり旗」の作成・掲出



臼井ふるさと
ウォーキング

山王小学校区まちづくり協議会



山王小の児童の校外活動支援



避難所体験訓練、避難所運営ゲーム

※上記の写真は昨年度以前に実施の事業も含まれています。

Q お隣の自治会と新たに「地域まちづくり事業」に取り組み、

市の支援を受けたいのですが、どのようにしたら良いのでしょうか。

A まずは、下記担当（市民部 自治人権推進課）までご相談ください。

【地域まちづくり事業担当】佐倉市 市民部 自治人権推進課 市民活動推進班

☎043-484-6127/FAX043-484-1677

Mail アドレス：jichijinken@city.sakura.lg.jp